令和5年度第1回弘前市都市計画審議会

議事録

会議の名称	令和5年度第1回弘前市都市計画審議会
開催年月日	令和5年11月21日(火)
開始・終了時刻	14時00分 ~ 15時00分
開催場所	弘前市役所 前川新館 6 階 大会議室
議長の氏名	弘前大学教育学部特任教授 北原 啓司
出席者	会長 北原 啓司 委員 大橋 忠宏 委員 蛯老 委員 平澤 委員 工藤 警 委員 工藤 公子 本子 委員 工藤 本子 本子 本子 委員 工藤 本子 本子 阿保 博実
欠席者	委員 土井 良浩 委員 成田 繁則 委員 石岡 千鶴子 委員 島 浩之
事務局職員の職氏名	都市整備部長 小山内 孝紀 管財課長 工藤 浩 管財課長補佐 大和田 淳都市計画課計画係 主幹兼係長 高屋 憲幸 公園緑地課長補佐 鳴海 淳 公園緑地課事業係 主幹兼係長 小山内 涉都市計画課計画係 技師 髙野 穂泉 青森県警察本部施設課長 西塚 寛青森県警察本部施設課長補佐 青山 広幸
会議の議題	1 開 会 2 議案審議 [付議案件] 議案第1号 弘前広域都市計画公園の変更について(弘前市決定) 議案第2号 弘前広域都市計画道路の変更について(弘前市決定) [諮問案件] 議案第3号 弘前広域都市計画道路の変更について(青森県決定) 3 閉 会

令和5年度第1回弘前市都市計画審議会

会議内容

- 1 開 会
- 2 議案審議

[付議案件]

議案第1号 弘前広域都市計画公園の変更について(弘前市決定)

議案第2号 弘前広域都市計画道路の変更について(弘前市決定)

「諮問案件〕

議案第3号 弘前広域都市計画道路の変更について(青森県決定)

3 閉 会

【14:00 開会】

令和5年11月21日 都市計画審議会 議事録

< 1. 開会>

(高屋主幹兼係長)

本日は、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、令和5年度第1回弘前市都市計画審議会を開催いたします。

本日の司会進行を務めます弘前市都市計画課の高屋と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の配付資料の確認をいたします。

資料は、事前に送付しております「次第」、「委員名簿」、「席図」、議案第1号「弘前広域都市計画公園の変更 弘前市決定」について、議案第2号「弘前広域都市計画道路の変更 弘前市決定」について、議案第3号「弘前広域都市計画道路の変更 青森県決定」について、そして、公園及び道路の議案説明資料となっております。

不足がございましたら事務局までお知らせください。

ここで委員の変更がございますので、新しく委員に就任されたみなさまをご紹介させていただきます。第2号委員の市議会の議員といたしまして、蛯名正樹委員、工藤賢生委員、工藤裕介委員に新たにご就任いただいております。また、本日ご欠席ですが、第4号委員の公共的団体の代表者といたしまして、弘前市社会福祉協議会より会長の島浩之委員に新たにご就任いただいております。みなさま、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議案として、付議案件と諮問案件がございますので、簡単にご説明させて いただきます。

付議案件とは、市が決定する都市計画に関する事項について都市計画審議会に対し調査審議していただくものとなります。

また、諮問案件とは、県が決定する都市計画に関する事項について、市の意見を求められてい

ることから都市計画審議会へも意見を伺うために市から諮問している案件でございます。審議会からは市へ答申いただき、市から県へ回答するものとなります。

本日は議案第1号および議案第2号が付議案件、議案第3号が諮問案件でございます。なお、 議案第2号が付議案件、議案第3号が諮問案件ではございますが、どちらも都市計画道路の変更 となっておりますので、後のご説明は併せてさせていただきます。

< 2. 議案審議>

(高屋主幹兼係長)

それでは、会議に入らせていただきます。

本日は、委員13名のうち9名が出席されており、弘前市都市計画審議会条例第6条第2項の 規定により、定足数を満たしておりますので、直ちに会議を開催いたします。

弘前市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が会議の議長になり会務を総理すること となっておりますので、北原会長、よろしくお願いいたします。

(北原会長)

議案の審議に入る前に、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに職務を代理していただく、会長職務代理者について、弘前市都市計画審議会条例第5条第3項により、あらかじめ会長が指名する委員にお願いすることとなっております。これまで、島委員の前任である弘前市社会福祉協議会前会長の山形さんにお願いしておりましたが、委員の変更がありましたので、残りの任期の会長職務代理者をここで指名させていただきたいと思います。

残りの任期において、会長職務代理者として、大橋委員を指名したいのですが、皆様ご了承い ただけますでしょうか。

(異議なしの声)

(北原会長)

ご賛同いただきましたので、大橋委員を会長職務代理者に指名させていただきます。 それでは、議案第1号「弘前広域都市計画公園の変更」について事務局より説明をよろしくお願いします。

(高屋主幹兼係長)

議案第1号「弘前広域都市計画公園の変更」について説明させていただきます。 説明はお手元にあります議案参考資料パワーポイントの方で説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。

1 変更する都市計画についてご説明いたします。

変更する都市計画の種類は、街区公園、都市計画公園の番号及び名称は2・2・33号宮川第一児童公園、公園面積は約0.79へクタールとなっていますが、面積を約0.31へクタールに変更するものとなっています。

なお、宮川第一児童公園は、都市計画決定している名称で、「八幡町東公園」と「第三市民プール」で構成しており、宮川地区土地区画整理事業に併せ整備を行い、昭和62年に供用開始しております。

2ページ目をご覧ください。

2 弘前市の都市計画公園の整備についてご説明します。

公園は、都市における人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、緑とオープンスペースは、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有しております。

市では、令和5年3月31日現在で87箇所 約334.91ヘクタールを都市計画公園として都市計画決定し、これまで86箇所 約165.90 ヘクタールについて敷地全部並びに一部を整備しております。

3ページ目をご覧ください。

3 弘前市の都市計画公園の再整備についてご説明します。

一方で、少子高齢化や人口減少が著しい状況にあるなかで、地域によっては、利用者の減少や時代の変遷とともに利用実態の伴わない都市計画公園もみられるようになっております。市は、令和3年度から、市内各所で子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の人たちが利活用出来るよう、都市計画公園の再編や機能集約を進めております。

4ページ目をご覧ください。

4 青森県警察本部からの要望についてご説明します。

都市計画公園の整備及び再整備を行っている中で、青森県警察本部から、都市公園として都市 計画決定している宮川第一児童公園の敷地の一部八幡町東公園部分を取得し、築40年以上経過 して老朽・狭あい化している弘前警察署を建て替えたいとの要望がありました。

市は、都市機能の確保や当市を含む周辺地域における治安の向上効果を総合的に判断した結果、必要であると判断しております。

5ページ目をご覧ください。

5 都市公園法第16条との整理についてご説明します。

都市公園法第16条は、都市公園の積極的な整備を図るとともに都市住民の貴重な資産として その存続を図ることが必要であるため、保存規定が設けられております。

このため、「他の都市計画事業が施行される場合や公益上特別の必要がある場合等の他、みだりに都市公園を廃止してはならない。」とあります。

都市公園法運用指針では、「『公益上特別の必要がある場合』とはその区域を都市公園の用に供しておくよりも他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある」となっております。

八幡町東公園を取得し弘前警察署庁舎を建設することについて、客観性を確保するために、住民の意見を聴取する住民説明会並びに学識経験者等への説明や意見聴取を行っております。

6ページ目をご覧ください。

6 意見聴取結果①についてご説明します。

住民からの意見聴取として、住民説明会を令和5年3月16日、3月17日は午後と夜、3月19日及び5月24日の5回開催しています。

宮川地区土地区画整理事業区域内住民、八幡町東公園周辺町会長、市内住民等に意見を聴取しています。なお、町会長へは住民説明会前に開催の報告と個別に内容説明及び意見聴取を行っています。

説明会での主な意見としては、

- ・公園面積が減少することは残念だが、治安維持機能や防災機能が強化されることは地域市民にとっては安心である。
- ・新しい警察署自体をこの地区の避難場所にしてほしい。
- ・要望内容からは外れますが、隣接するプールの取扱いについての質問や意見がありました。

7ページ目をご覧ください。

7 意見聴取結果②についてご説明します。

学識経験者等には、弘前市都市計画審議会と弘前市都市公園管理審議会へ意見聴取しています。 都市計画審議会は、令和5年3月22日意見聴取しており、公園面積減少について特段意見はありませんでした。

弘前市都市公園管理審議会ですが、任期満了であったため、令和5年8月2日~8月23日にかけて委員となる予定の方々へ個別に内容説明及び意見聴取を行いました。また、令和5年9月25日に審議会を開催し、個別に意見聴取した内容の報告並びに質疑応答を行いました。

主な意見としては、

- ・反対意見は無し。
- ・警察は重要であり建て替えは必要。
- ・公園は大事だが周辺住民の反対がなければ異議なし。
- ・周辺に他の公園が比較的あり、支障が少ないのでは。致し方なし。

となっています。

8ページ目をご覧ください。

8 都市計画変更手続きスケジュールについてご説明いたします。

住民及び学識経験者等に対し説明及び意見聴取を行った結果、八幡町東公園を取得し弘前警察 署庁舎を建設することについて客観性が確保されたと市では判断しましたので、下記のとおり都 市計画公園の変更手続きを行っております。

令和5年8月10日に都市計画変更原案説明会を開催し、令和5年8月10日~8月23日には原案の閲覧を行いました。なお、原案閲覧中に公述申出の機会を設けましたが申出が無いため令和5年9月4日に予定していた公聴会を中止しています。

令和5年9月15日~9月28日には変更案の公告及び縦覧を行いました。なお、縦覧期間中に意見書提出の機会を設けましたが意見書の提出はありませんでした。

本日、弘前市都市計画審議会にて審議していただき、議決された場合は令和5年12月下旬頃 に都市計画変更決定する予定となっています。

以上で、議案第1号弘前広域都市計画公園の変更についての説明を終了いたします。

(北原会長)

ありがとうございました。今ご説明がありましたように3月22日の都市計画審議会でお諮り しております。その時にいらっしゃらなかった新しい委員の方もいますので、質問や詳しいこと について気になることもあるでしょう。皆さまからご質問やご意見いかがでしょうか。

工藤委員お願いします。

(工藤賢生委員)

2ページ目の都市計画公園の整備について、災害時の避難場所機能も有するということであり、 一方で6ページの主な意見として、防災機能が強化されることは地域にとっては安心であるとい う文面もあるけども、どういう防災機能が強化されるのか、今ここで防災機能が強化されるのか、 わからないのでどういうふうになるのか。

今の公園に警察署が建つということですよね、プールだけ残るということ。6ページ目の防災機能が強化されること、主な意見として警察署が建つから治安が維持機能は強化されるけど、公園がなくなるのに防災機能が強化されるという文面がちょっとどうなのかなと。どういう説明でこういう意見が出たのか教えてください。

(北原会長)

多分その下の2行目にある新しい警察署自体も避難場所にしてほしいというものが可能であれば防災機能が強化されるということでしょうか。

(工藤管財課長)

管財課長の工藤と申します。よろしくお願いいたします。

防災機能の強化の点についてございますけども、弘前警察署の建て替えにあたり、浸水対策等 災害に強い警察署の構築に繋がるコンセプトとして、十分な災害物資等の保管スペースが確保で きることや災害活動拠点とした活動スペースとしての確保といった防災機能の強化が図られることを説明したものです。

(工藤賢生委員)

ということは、警察署内にそういう機能も設けるということなのか。

(工藤管財課長)

より災害に対応できるような機能も構築されるとのことです。

(工藤賢生委員)

建物自体にそういう機能も付けるってこと。

(工藤管財課長)

建物と敷地も含めて機能が構築されるとのことです。

(北原会長)

弘前警察署長がいらっしゃいますので、ご説明あればお願いします。

(半澤委員)

防災拠点というと住民の人が避難できるようなイメージですが、災害が発生した場合、そこに 避難した方が集まってしまうと警察活動が立ち行かなくなってしまう恐れがあります。避難所と しては学校、公民館で指定されている場所に避難していただくのですが、どうしても危険だとい う方は一時的には警察で収容することは可能ではあります。

今回、建て壊す分のスペースが駐車場として想定しているため広くなりますので、その空間を使えるのかなと思います。また、建物内でも避難する方は一時的になりますが受け入れしたいと思います。今回新しい署を設計中ですけど災害に強い部分で去年の水害のように1階が水没してしまうと機能が停止してしまうのでそういう面も考慮するほか、災害の際には、現地本部が立ち上がり、様々な応援部隊とかが来た場合、今の署では現地本部を立ち上げるにしても、このくらいのスペースしかなく、なかなかうまくいかないことを踏まえ、建物を含め敷地全体についてしっかりしたものを作りたいと考えておりました。

(北原会長)

資料に書いてあるように地域の方から言えば、災害時には、住民の方々が怖い危ないと思うと きに警察に行くとか消防署に行ってしまうことがあるかと思います。長期化ではなくあくまで一 時的に避難ができるとなれば住民にとっても安心するかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

工藤委員どうぞ。

(工藤裕介委員)

6ページの下の項目で要望内容、説明会をしたところでプールの取り扱いが出たと、これは具体的に同じくらい古いプールなのでしょうか。

(北原会長)

今後の予定についてご説明をお願いします。

(高屋主幹兼係長)

3月から5月にかけての説明会において出席者から、「プールは古いのでどうなるのか」という質問は受けました。プールにつきましては、今の段階では指定管理者もいますので当面はこのまま営業していくと聞いております。

(工藤裕介委員)

そこまで長く営業できるような施設ではない。わたしは地元の人間ですので、そのうち空き施設になるというか。その後の利活用など考えているのでしょうか。

(高屋主幹兼係長)

当面は営業していくと話をしましたが、いずれは老朽化していくものですので、廃止されたと きには利活用については庁内で考えていくことになります。

(工藤裕介委員)

警察本部からの最初の要望時点で、プールも含めてという話はありましたか。

(高屋主幹兼係長)

最初はプールも含めていましたが、プールは営業していくことと県警側の方で必要な敷地面積 を検討した結果、ちょうど公園部分の面積で十分であるという結論でした。

(工藤裕介委員)

わかりました。

(北原会長)

よろしいでしょうか。

ほかにないようですので、これで意見及び質疑を終了いたしまして、お諮りいたします。 議案第1号は原案のとおりとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(北原会長)

ありがとうございました。

議案第1号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第2号及び議案第3号「弘前広域都市計画道路の変更」について事務局の方からよろしくお願いします。

(高屋主幹兼係長)

議案第2号及び議案第3号「弘前広域都市計画道路の変更」についてご説明いたします。

議案第2号が付議案件、議案第3号が諮問案件ではございますが、どちらも都市計画道路の変 更に関するものですので、あわせてご説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。

1 変更する都市計画についてご説明します。

説明を初める前に、お渡ししている資料には、廃止や変更が記載されています。廃止とは、整備する計画を廃止するものです。変更とは、整備する計画から幅員を変えたり、計画している線の位置を変えたりするもので、現在使われている道路を廃止するものではありません。

それでは、説明に入ります。

変更する都市計画は、都市計画道路で青森県決定分は、路線の一部廃止が2路線で約430m、路線の幅員変更が2路線となっています。また、変更に併せ4路線の名称も変更します。

弘前市決定分は、路線の一部廃止が1路線、全線廃止が2路線であわせて約5,330m、路線の幅員変更が1路線となっています。また、変更に併せ1路線の名称も変更します。路線毎の詳細につきましては後ほど説明します。

2ページ目をご覧ください。

2 県決定及び市決定の違いについてご説明します。

青森県が決定する都市計画道路ですが、供用している道路が一般国道または県道のみの場合や 供用している道路が一般国道または県道部分と市道の双方で構成される場合となっています。

弘前市が決定する都市計画道路ですが、供用している道路が市道のみの場合となっています。なお、変更箇所が市道のみの場合も含みます。

3ページ目をご覧ください。

3 都市計画道路の整備についてご説明します。

都市計画道路は、都市生活を営む上で必要な都市施設であり、都市の骨組みを形作るものとして都市計画法に基づき都市計画決定された道路となっています。

市では昭和38年に初めて都市計画決定し、人口増加に伴う市街地の拡大に併せて、主に土地 区画整理事業と共に整備を進めてきました。

令和 5年 3月 3 1 日現在、 6 2 路線延長 1 2 8 . 2 7 km を都市計画決定しており、そのうち延長 8 3 . 1 7 km が整備され、整備率は 6 4 . 8 %となっています。

未整備の区間がある都市計画道路は、23路線延長45.10km となっており、6路線は全線未着手となっています。

4ページ目をご覧ください。

4 都市計画道路の見直しについてご説明します。

国土交通省では、人口減少等の社会情勢の変化に伴う都市計画道路のあり方について、平成 12年度から技術的助言により都市計画道路の必要性について検証し、適切に見直すことを助言 しており、平成29年度には、都市計画道路の見直しの手引きを公表しています。

青森県では、平成17年8月に都市計画道路見直しガイドラインを作成しており、概ね10年 ごとの見直しをすることとしています。

弘前市では、平成22年度に都市計画道路の全体見直しを実施し、県道や市道を併せ12路線約11.3kmを廃止しています。

前回見直しから約10年が経過していることや都市計画決定当初の位置付けと現状が見合わない路線が存在しているため、平成30年度から都市計画道路見直しに着手しています。また、検討内容の充実を図るため、学識経験者から意見聴取を行うことを目的として「弘前市都市計画道路の見直しに係る懇談会」を立ち上げています。懇談会では、委員の方々に実際に現地での確認をしていただいたうえで主に3つの観点で見直しの検討を行い、令和4年度に都市計画道路見直し方針を作成しております。

3つの観点は、

- ・人口減少等による交通需要の減少に対応した都市計画道路網の形成が重要である。
- ・弘前らしい街並みを保全するために歴史的・文化的資源を回避することが重要である。
- ・財政状況の悪化に伴い、未整備路線全線の整備は困難である。

です。

なお、都市計画審議会には都市計画道路見直し(案)についてとして、令和5年3月22日に 諮問しています。

作成した都市計画道路見直し方針により、変更及び廃止となった路線について、道路管理者などの関係機関との協議を踏まえ、今回、都市計画変更する路線を抽出しています。

ここからは、路線毎の都市計画道路変更路線についてまず県決定分をご説明します。

5ページ目をご覧ください。

①3・3・10号元寺町向外瀬線についてご説明します。

この路線のうち変更する区間は、三上ビル前交差点から文化センター、弘前合同庁舎、亀甲町 郵便局を過ぎた辺りまでの区間となります。

現在の計画における拡幅後の計画幅員ですが、三上ビル前交差点から弘前教会前交差点までの図Aは18m、図Aの弘前教会交差点から亀甲町広場前交差点までの図B、図Cの区間は4車線の25mとなっています。

この区間において、今後も交通需要の増加が見込めないことや道路沿いにある国登録有形文化 財や景観重要建造物等の歴史的・文化的資源を回避するため、計画幅員を2車線の16mに変更 いたします。また、変更に併せて名称を3・4・36号元寺町西城北線に変更します。

6ページ目をご覧ください。

車道や歩道などの幅を示している都市計画道路の幅員構成についてご説明します。

こちらの図は、弘前合同庁舎前付近における幅員構成です。現在の計画幅員は25mで自転車歩行者道は片側4.5m、車道は片側6.5mの2車線などとなっていますが、変更後の計画幅員は16mで、自転車歩行者道は片側3.5m、車道は6m、路肩は片側1.5mとなります。

参考までに、弘前合同庁舎前付近の現在使われている道路幅員は約8mとなっています。

7ページ目をご覧ください。

④3・4・4号元寺町小沢線についてご説明します。

先ほどご説明しました $3 \cdot 3 \cdot 10$ 号の南側となり、変更する区間は図 D で示している三上ビル前交差点からドーミーイン前交差点までの区間となります。

現在の計画における拡幅後の計画幅員は、18mとなっています。

この区間において、今後も交通需要の増加が見込めないことから、計画幅員を16mに変更いたします。また、変更に併せて名称を3・4・4号元寺町大原線に変更します。

8ページ目をご覧ください。

車道や歩道などの幅を示している都市計画道路の幅員構成についてご説明します。

こちらの図は、本町にあります小堀旅館前付近における幅員構成です。現在の計画幅員は18 mで自転車歩行者道は片側4.5 m、車道は6.0 m、路肩は片側1.5 mとなっていますが、変更後の計画幅員は、16 mで自転車歩行者道は片側3.5 m、車道は6 m、路肩は片側1.5 mとなります。参考までに、小堀旅館前付近の現在使われている道路幅員は約9.5 mとなっています。

9ページ目をご覧ください。

②3・4・1号和徳堀越線についてご説明します。

撫牛子にある田舎館へ向かう主要地方道弘前環状線との交差点から大久保方面へ約300mの 終点までの区間において、現在使われている道路で十分な交通処理能力を有していることから廃 止とするものでございます。また、廃止に併せて名称を3・4・1号撫牛子堀越線へ変更します。

10ページ目をご覧ください。

③3・4・2号富田千年線についてご説明いたします。

松原のファミリーマート松原東店付近交差点から大和沢川にかかる上千年橋までの約130mにおいて、現在使われている道路で十分な交通処理能力を有していることから廃止とするものでございます。また、廃止に併せて名称を3・4・2号富田広野線へ変更します。

続きまして市決定分をご説明します。

11ページ目をご覧ください。

⑤3・4・20号紺屋町野田線についてご説明します。

保健センター前交差点から和徳町の太田印房前交差点までの区間となります。

現在の計画における拡幅後の計画幅員ですが、22mとなっています。この区間において、今後も交通需要の増加が見込めないことや現在実施されているねぷた村から保健センターまでの都市計画道路事業の幅員に併せて、計画幅員を16mに変更いたします。

12ページ目をご覧ください。

車道や歩道などの幅を示している都市計画道路の幅員構成についてご説明します。

こちらの図は、野田一丁目にあります野田市営住宅前付近における幅員構成です。現在の計画幅員は22mで自転車歩行者道は片側3.5m、車道は片側2車線で6.5m、路肩は片側0.5mとなっていますが、変更後の計画幅員は、16mで自転車歩行者道は片側2.5m、車道は9.0m、路肩は片側1.0mとなります。

参考までに、野田市営住宅前付近の現在使われている道路幅員は約7.5mとなっています。

- 13ページ目をご覧ください。
- ⑥3・5・2号堀越大原線についてご説明いたします。

弘前松原郵便局付近交差点から大原のファミリーマート弘前清水三丁目店付近までの区間 約5,450mにおいて、道路を新設する計画でありましたが、周辺道路で十分な交通処理能力 を有していることから計画を廃止します。また、廃止に併せて名称を3・5・2号堀越松原線へ 変更します。

- 14ページ目をご覧ください。
- ⑦3・5・38号真土野崎線についてご説明いたします。

一町田の県道関ケ平五代線交差点から高屋の蒔苗横町線までの約1,450mにおいて、別途 道路部局で広域環状道路を整備しており、代替路線となりうることから、計画している全線を廃 止します。

- 15ページ目をご覧ください。
- ⑧3・5・39号賀田兼平線についてご説明いたします。

賀田の主要地方道五所川原岩木線との交差点から五代字沼田までの約1,300mにおいて、 現道で十分な交通処理能力を有していることから廃止します。

- 16ページ目をご覧ください。
- 5 都市計画変更手続きスケジュールについてご説明します。

令和5年8月31日、9月1日、9月2日に都市計画変更原案説明会を計5回開催し、令和5年9月4日から9月19日には原案の閲覧を行いました。なお、原案閲覧中に公述申出の機会を設けましたが申出が無いため令和5年10月2日に予定していた公聴会を中止しています。令和5年10月26日から11月8日には変更案の公告及び縦覧を行いました。なお、縦覧期間

中に意見書提出の機会を設けましたが意見書の提出はありませんでした。

本日、弘前市都市計画審議会にて審議していただき、議決された場合は県決定路線においては、 12月26日に開催を予定している青森県都市計画審議会を経て、県決定、市決定ともに令和6 年1月下旬頃に都市計画変更決定する予定となっています。

以上で、議案第2号、議案第3号弘前広域都市計画道路の変更についての説明を終了いたします。

(北原会長)

ありがとうございました。

説明の中で議案が2つに分かれておりましたので、最初の議案第2号「弘前広域都市計画道路の変更 弘前市決定」についての案件としてご質問ご異議ありますでしょうか。

ないようですので、議案第2号は原案のとおりとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(北原会長)

ありがとうございます。

続きまして、青森県決定議案第3号についてご質疑等ございませんでしょうか。

手続きはしっかりやってらっしゃることと、公聴会と色々やられていますので、今日の時点で客観的な事例もありましたので皆様からの質問がなければこのままお諮りしますがよろしいでしょうか。

工藤委員どうぞ。

(工藤賢生委員)

8ページの下に現在供用している道路幅員が 9.5 mとありますが、これは車道幅員か全体かどちらでしょうか。

(高屋主幹兼係長)

全体の幅員です。

(工藤賢生委員)

全体であれば、ここの車道幅員はどのぐらいでしょうか。6mですか。

(高屋主幹兼係長)

現在は6mくらいです。小堀旅館前の道路幅員については、現在の車道と拡幅計画している車道の幅は大体同じくらいですが路肩と歩道を広げる計画となります。

(工藤賢生委員)

12ページで従来の計画では自転車歩行者道、今後は歩道だけになる理由は何でしょうか。

(小山内都市整備部長)

自転車歩行者道を作る場合は道路構造令に基づくことになりますが、幅員が3.5 m以上確保しなければならないため、この幅員の中で歩道や路肩を考えた場合に今の路肩よりもある程度路肩をしっかりと確保したほうが今後の計画を考えたときに良いのではないかという見方をしています。したがって、歩道はどうしても2.5 mしか確保できなくなるということで、歩行者は歩道、自転車は路肩を走る計画となります。

(北原会長)

歩道と路肩を合計して3.5mにしたということですね。

(工藤賢生委員)

付加車線というのは何でしょうか。

(高屋主幹兼係長)

付加車線は右折するための車線で、右折レーンとなります。

(工藤賢生委員)

自転車は車道の路肩を走るイメージですか。

(高屋主幹兼係長)

その通りです。

(北原会長)

ほかになにかご質問ございますか。

議案第3号原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ないようですので、議案第3号は原案のとおりとして進めさせていただきます。 ありがとうございました。

では答申するといたしまして、今日の審議は以上になりますので、私の進行は終わりにさせてい ただきます。事務局に進行をお返しします。

(高屋主幹兼係長)

北原会長、ありがとうございました。これをもちまして、本日の議事はすべて終了となります、 委員の皆様、ご出席いただきましてありがとうございました。

なお、委員の皆様で、まだ委員報酬等の手続きがお済みでない方は、係の者が参りますので、 しばらくお待ちください。

また、市役所立体駐車場に駐車している方で認証がお済みでない方がおられましたら駐車券を 係の者にお渡しください。

本日は誠にありがとうございました。

【15:00 閉会】